

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年10月25日

新潟市長 中原 八一

1 指定する形質変更時要届出区域

新潟市西蒲区川崎字下辻 174 番 9 の一部、252 番 33 の一部

新潟市西蒲区川崎字下川原 23 番の一部、24 番の一部、25 番 3 の一部、25 番 7、  
34 番 2 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物